

# PV-Net 会員のための改正 FIT 法対応 早わかりガイド（オンライン版）

平成 29 年 6 月 28 日

## 1. はじめに

ご承知のとおり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以後、「改正 FIT 法」とします）が本年 4 月 1 日より施行されました。

改正内容が細かく、過去に発電設備を設置し FIT 法を利用している個人、法人にも波及する広範なものとなっているために、いまだに全貌がつかめず、具体的にやるべきことがよく分からないという会員の皆様もいらっしゃると思います。

今回、PV-Net ではそうした方に向けた早わかりガイド（オンライン版）を作成しました。設置業者等からの手厚いアフターフォローがあればよいのですが、それが期待できず自力解決が難しいとお感じの会員の皆様にお役に立てればと願っています。

尚、経済産業省資源エネルギー庁は、電子申請で手続きを行うことが正式としていることから、主として、このガイドもスマートフォンやパソコンなどを通じてインターネットを利用できる会員の皆様むけとなっています。

このガイドは複雑で難解な改正 FIT 法と対応方法の早わかりを目指したのですが、FIT 法による売電をしている PV-Net 会員の皆様は、この機会にプロシューマーとして、小規模でも発電事業者（発電所長）として、「5. 改正 FIT 法のオンライン情報」に掲げた 1 次情報の文書をよくお読みいただくことをお勧めします。

※以下の章では、便宜的に、平成 29 年 4 月 1 日に施行された改正 FIT 法を新制度と呼称し、それ以前のを旧制度と呼称します。

## 2. 最低限知っておくべき基本情報のまとめ

### 2-1（対象者）

- 1 平成 29 年度以降、新制度下で新しく認定を受けたい方。
- 2 FIT 制度開始後、平成 24 年 7 月から平成 29 年 3 月までに FIT の認定を受け、接続契約を締結したすべての方（運転を開始済みの方、10kW 未満の事業者（住宅用太陽光）も含む）。

### 2-2（対象外）

余剰買取制度において認定を受けた方（平成 24 年 6 月以前に太陽光の余剰電力買取の申込みを行った方、設備 ID が「F」で始まる設備（特例太陽光発電設備）の方は対象外）。

この対象外にあたる方は改正 FIT 法にもとづいた手続きの必要はありません。これ以上興味がなければ、ここで読了されてもかまいません。

### 2-3（新制度の趣旨と概要）

FIT制度開始5年で導入量は大幅に増大した一方で、国民負担の増大や未稼働案件の増加、地域とのトラブルが増加するなどの課題を踏まえ、新しい認定制度を設け、設備認定から事業計画認定とすることで、事業の適切性や実施可能性をチェックし、責任ある発電事業者として再生可能エネルギーの長期安定発電を促していくという趣旨です。

また、中長期の価格目標や入札制度を設けることによって、将来の再エネ自立化に向けた仕組みも構築していくとされています。

上記の2-1の対象者は、過去認定を受けた方も、新しく認定を受ける方も、同様に改正FIT法の新しい認定基準に基づき認定されることになり、新しい基準に従うこととなります。

従わない場合は、新しく認定されない、あるいは過去に取得した認定を取り消されることとなります。

### 2-4（新しい基準）

今般公表された「事業計画策定ガイドライン（太陽光）」

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/guideline\\_sun.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf)

に掲げられた事項を遵守することを誓約し、必要情報を記載した事業計画を所定の方法で提出し、審査を受けます。

この「事業計画策定ガイドライン（太陽光）」は37ページにわたるものですが、これを遵守することになる文書ですから、ぜひ目を通しておいてください。

また、「FAQ PDF(20170531 更新)」

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/faq.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/faq.pdf)

は、「事業計画策定ガイドライン（太陽光）」の内容、用語の解釈や運用をより具体的に解説したものです。これもぜひ目を通してほしい文書です。

### 2-5（みなし認定事業者）

上記の2-1対象者に該当する、平成29年3月31日までに認定を受け接続契約を締結した方は、みなし認定事業者と呼ばれます。新制度の暫定措置として、一定期間、仮の認定を受けているとみなされ、固定価格買取制度が継続適用されます。

### 2-6（みなし認定事業者の事業計画提出期限）

新制度下でも継続してFITの適用を希望するみなし認定事業者は、事業計画を提出する必要があります。提出後に審査を受け、受理された場合に、新制度による事業計画認定を受けたこととなります。

**提出期限は平成29年9月30日**です。

## 2-7 (みなし認定事業者の事業計画の提出方法)

(ア) 電子申請による方法

(イ) 紙申請による方法

の2つの方法があります。詳しくは次章以降で解説します。

注意事項：

1. 現在、新制度への変更に伴う新システムに度々障害や不具合が発生しているもようです。  
「再生可能エネルギー電子申請」<https://www.fit-portal.go.jp/>のホームページの左に重要なお知らせとして掲載されている場合がありますので、まず確認をしてください。
2. 新制度での新規認定申請やみなし認定移行申請等における審査状況について、大幅な遅延が生じていることが、2017年06月21日付で再掲、告知されています。不備のないものでも2ヶ月以上の時間を要しているケースがあるとのことです。

## 2-8 (みなし認定事業者が事業計画を期限までに提出しない場合)

「新認定制度における事業計画を提出するという認定基準を満たさないので、認定が取り消される可能性があります。認定が自動的に失効することはありません。聴聞という弁明の機会を経た上で、それでもなお提出されなかった場合に認定を取り消すこととなります。」とされています。

## 2-9 (事業計画とは)

法人・企業などというファイナンス、収支計画等を含む広範な「事業計画書」ではなく、

- ・ 設備IDや所在地、発電出力などの設備情報、接続契約の申込日、契約締結先、負担金の額、買取価格などの基本情報の記入に加えて、
- ・ 列記された遵守事項（事業計画策定ガイドラインに従うこと、適切な保守点検維持管理の実行、出力抑制の要請への協力、フェンスや標識（看板）の設置など）への同意、誓約
- ・ 接続の同意を証する書類（系統連系承諾書、工事費負担金契約書）の添付送付を含む、規定の様式をいいます。

具体的な様式イメージは下記を参照してください。

- ・ 様式第19 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】（10kW未満の太陽光発電を除く）の記入例：  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/youshiki\\_mihon\\_19.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/youshiki_mihon_19.pdf)
- ・ 様式第20 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】（10kW未満の太陽光発電）の記入例：  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/youshiki\\_mihon\\_20.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/youshiki_mihon_20.pdf)

様式第20の（10kW未満の太陽光発電）の場合は、工事負担金額の省略やより少ない同意項目、旧制度下で運転開始していた場合は添付書類を省略できるなどの簡易化が図られています。

## 2-10（事業計画策定ガイドライン（太陽光）において特に注意する事項）

(ア) 周辺環境への配慮として、ガイドラインの15ページ以降に、標識ならびに柵塀の設置に関する以下の記載があります。

② 出力20kW以上の太陽光発電事業者は、発電設備の外部から見えやすい場所に、事業計画における以下の項目について記載した標識を掲示すること。いずれの項目についても必ず記載し、事業計画の記載内容と一致するように記載すること。

・再生可能エネルギー発電設備の区分

「太陽光発電設備」と記載。

・設備名称

・設備ID

・設備所在地

・発電出力

・再生可能エネルギー発電事業者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※）、住所

・保守点検責任者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※））

（※）法人の場合の代表者氏名については任意。

・連絡先

設備の事故等緊急の事態が生じた場合に、緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検責任者いずれかの連絡先（電話番号）を記載すること。

・運転開始年月日

運転開始前においては、「平成〇〇年〇月〇日（予定）」と記載すること。運転開始予定日が変更された場合には、その都度、標識中の当該項目について修正すること。運転開始後においては、実際に運転を開始した年月を「平成〇〇年〇月〇日」と記載すること。

（④は割愛）

⑤ 低圧の太陽光発電設備を設置する場合、設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、高圧以上の発電設備と同等の立入防止措置として、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。

標識については、FAQの文書において、以下のような詳細な説明があります。

- ・ 運転開始しているものも含めて、平成28年度までに認定を受けた設備についても、新制度の基準が適用され、標識の掲示が必要です。この場合には、経過措置として新制度の施行から1年以内（平成30年3月まで）に掲示を行ってください。
- ・ 屋根や屋上に20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、緊急時に連絡すべき相手（建物の所有者等）が明らかであると考えられるため、不要です。
- ・ 風雨により文字が劣化・風化したりしないような素材や加工を施したものをお使いください。大きさはタテ25cm以上、ヨコ35cm以上のものを使用してください。
- ・ 標識には緊急連絡先を記載することになっていますが、できる限り速やかに保守点検責任者に連絡が取れるよう記載いただくもので、保守点検事業者の営業時間外（夜間や休日）までの連絡体制を求めるものではありません。
- ・ 標識の掲示をしたことの確認方法については、認定後において、認定発電事業者の方々に提出していただく費用報告の中で、標識を掲示したことについて、何らかの資料・データ等を報告していただくことを想定しており、詳細は今後検討します。

標識のイメージについては、ガイドラインの中で以下の図の規定があります。

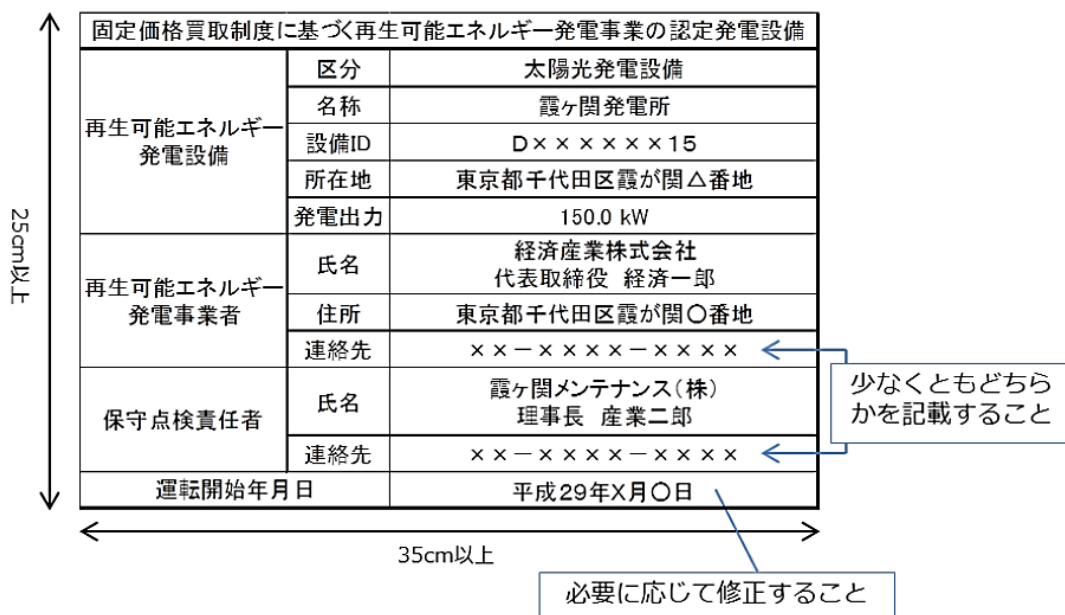


図 標識のイメージ

柵塀については、FAQの文書において、以下のような詳細な説明があります。

- ・ 平成28年度までに認定を受けた太陽光発電設備についても、新制度の基準が適用され、柵塀等の設置が必要です。この場合には、経過措置として新制度の施行から1年以内（平成30年3月まで）に設置を行ってください。
- ・ 柵塀の設置が困難な場合（屋根や屋上に発電設備を設置する場合等）、第三者が発電設備に容易に

近づることができない場合（塀に囲われた庭に発電設備を設置する場合、河川や崖に面した場所に設置する場合等）には、柵塀の設置は不要です。

また、ソーラーシェアリング等を実施し、柵塀の設置により営農上支障が生じると判断される場合にも、柵塀の設置は不要ですが、容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識を別途掲示するようにしてください。

- ・ 素材は、ロープ等の簡易なものではなく、フェンスや有刺鉄線等、第三者が容易に取り除くことができないものを使用してください。また、第三者が容易に乗り越えられたり、柵塀の外部から発電設備に容易に触られたりしない高さ・距離で設置してください。
- ・ 太陽電池とパワーコンディショナーの設置場所が離れている場合、パワーコンディショナーのような収納箱等により囲われている設備については、柵塀を設置する必要はありません。
- ・ 旧制度で認定を受けた低圧の発電設備が複数隣接している場合も、本来は発電設備ごとに柵塀等を設置するものです。ただし、過去に低圧分割で認定を受けた場合については、保守管理の実施に配慮し、複数の発電設備をまとめて柵塀等を設けることとしても構いません。
- ・ 柵塀の設置をしたことはどのように確認されますか。
- ・ 柵塀の設置をしたことの確認方法については、認定後において、認定事業者の方々に提出していただく費用報告の中で、何らかの資料・データ等を報告していただくことを想定しており、詳細は今後検討します。
- ・ 柵塀の設置が必要な場合に設置をしない場合は、指導・助言や改善命令、認定取消しの対象となります。

#### (イ) 保守点検及び維持管理

ガイドラインの18ページ「第3節 運用・管理」において、保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築が求められています。これに関連してFAQでは以下のような説明があります。

- ・ 住宅用太陽光発電の場合も、保守点検及び維持管理計画を策定していただく必要があります。住宅用太陽光発電では、専門的な保守点検等は難しい場合も想定されるため、最低限、目視等で異常がないかを確認する等の措置を考えていただき、保守点検及び維持管理計画の内容を検討してください。なお、主任技術者の選任は電気事業法に基づいているものであり、同法に規定がない限り、FIT法で追加的に主任技術者の選任を求めるものではありません。
- ・ 電気事業法で定める技術基準に適合するよう、同法に基づく規定に従って保守点検・維持管理を実施してください。また、民間団体が作成したガイドライン等（例えば太陽光発電協会が公表している「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」等）がある場合は、これを参考にすることを推奨します。なお、遠隔監視システムは、認定基準上、必ずしも設置しなければならないものではありませんが、保守点検・維持管理のためには有効な手段であり、設置することが望ましいと考えられます。

### 3. 電子申請による事業計画の提出（WEB入力）

「(ア) 電子申請による方法」については、「再生可能エネルギー電子申請」

<https://www.fit-portal.go.jp/>のホームページにて「みなし認定移行手続き」を行います。

携帯電話や PHS に搭載されているブラウザでは利用できません。スマートフォン・タブレット端末に搭載されているブラウザ※であれば利用可能です。

ただし、各種申請手続きに関しては、申請に際し必要となる書類（PDF 形式、ZIP 形式）のアップロードがシステムに正常に反映されない場合があり、パソコン端末からの手続きを推奨します。※Microsoft Edge、Internet Explorer 11、Google Chrome、Firefox、Safari

登録者 ID によるログインが必要です。設置者 ID では手続きが行えません。

登録者 ID とは、過去に設備認定の申請をオンラインで行った際に使われた ID です。設置事業者が顧客（設備の所有者）の代行で申請した場合は、設置事業者が利用した ID が登録者 ID です。その場合、顧客自身が申請内容をオンラインで確認できる ID が同時に発行されていますが、その ID が設置者 ID です。

過去、設備認定手続きを設置業者に任せていた場合、そのままではみなし認定移行手続きを行うことができないことから、次の2つの方法があります。

- ① 登録者 ID を持つ設置事業者にみなし認定移行手続きの電子申請代行も依頼する
- ② 自分で登録者 ID を持っている場合、あるはもっていても登録者 ID を取得して、該当設備の手続き権限をその ID に移し、自分でみなし認定移行手続きを行う

ご自分で登録者 ID を保有し、その ID で設備認定を行っていた場合は、独力で②のみなし認定移行手続きができます。

①の場合は、

- (1) 設備 ID 紐付け依頼書（実印を押印）
  - (2) 設備設置者の印鑑証明書 ※
  - (3)（設備設置者とは別の登録者の ID に紐付ける場合）登録者の印鑑証明書 ※
- 発行日から3ヶ月以内の原本に限る。※

を再生可能エネルギー新制度移行手続き代行センター宛てに郵送し、数ヶ月して紐付けが完了した後に、設置事業者が電子申請することができるようになるという、非常に長い時間と手間がかかるプロセスです。（3）の印鑑証明書を設置事業者にも用意してもらうなどの手間もありますので、有償サービスとなる可能性もあり、設置事業者と事前の相談や確認が必要です。

信頼できる設置事業者に依頼する場合、今後とも諸手続きで面倒をみてもらえるメリットもあるでしょう。

②の場合は、必要情報、添付書類がそろっている場合、簡単にできます。

登録者 ID をもっていない場合は、「再生可能エネルギー電子申請」<https://www.fit-portal.go.jp/>のホームページの右上、「ログイン」ボタンの下にある「新規登録」を押して、登録者 ID を作成します。

すでに保有している登録者 ID があれば、それを利用します。

まず、

1. みなし認定移行手続きをしようとする設備の設備 ID の登録者 ID への紐づけ作業を実施します。  
「再生可能エネルギー電子申請」<https://www.fit-portal.go.jp/>のホームページの右上、「ログイン」ボタンを押して、設置者 ID とそのパスワードでログインしてください。  
新システムでは初回のログインの際や3ヶ月毎にセキュリティ強化のため、パスワードの変更を促される場合がありますので、その場合は指示にしたがって変更してください。変更したパスワードは忘れないように必ず控えていてください。  
その後の操作は、「再生可能エネルギー電子申請\_操作マニュアル（設備の登録者変更：みなし認定設備）」  
<https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=01528000003UxQhAAK>  
を参照してください。
2. 「fit-mail@fit-portal.go.jp」より設置者と変更後の登録者宛てに登録者変更完了メールが配信され、紐付けが完了したら、ログアウトします。  
次に再度、「再生可能エネルギー電子申請」<https://www.fit-portal.go.jp/>のホームページの右上、「ログイン」ボタンを押して、紐付けが終わった登録者 ID とそのパスワードでログインします。新システムでは初回のログインの際や3ヶ月毎にセキュリティ強化のため、パスワードの変更を促される場合がありますので、その場合は指示にしたがって変更してください。変更したパスワードは忘れないように必ず控えていてください。
3. その後の操作は、設備の規模に応じて、
4. 「再生可能エネルギー電子申請\_操作マニュアル（みなし認定用の事業計画登録：太陽光 10kW 未満）」  
<https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=01528000003tA7nAAE>  
または、「再生可能エネルギー電子申請\_操作マニュアル（みなし認定用の事業計画登録：太陽光 10kW 未満以外）」  
<https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=01528000003tA7sAAE>  
を参照してください。  
記入にあたって、必須項目に不明な情報がある場合は、設置事業者にご確認ください。  
平成 29 年 3 月 31 日までに運転開始している設備については、添付書類は不要となっていますが、そうではない場合、申請に際し必要となる書類（PDF 形式、ZIP 形式）をあらかじめご用意ください。
5. 登録完了すると申請 ID が表示され、終了です。



#### 4. 紙申請による方法

紙申請での申請方法については、

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_plan\\_p.html#](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_plan_p.html#)

に従い、以下の（１）と（２）の用紙をそれぞれダウンロードし、（３）や（４）の添付書類を付けて郵送します。

##### （１）事業計画書

- ・ 様式第 19 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】（10kW 未満の太陽光発電を除く）
- ・ 様式第 20 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】（10kW 未満の太陽光発電）

のいずれか該当する方を選び、提出者欄には設備設置者の情報を記入、実印を押印。

##### （２）代行提出依頼書

紙で提出された場合は新制度移行手続代行センターが提出者の代わりに電子申請を行うため、新制度移行手続代行センター宛てに本依頼書の提出も必要。

##### （３）設備設置者の印鑑証明書

本人確認のため必ず提出、発行日から 3 ヶ月以内の原本に限る。

##### （４）接続の同意を証する書類の写し

**平成 29 年 3 月 31 日までに売電を開始していない方のみ必須**

発電設備の出力や電力会社ごとに必要な書類・名称が異なるため、確認の上、提出してください。不明な点は各電力会社にお問合せください。

書類の郵送先は以下のとおりです。直接持参は受けられません。

〒273-0011

千葉県船橋市湊町 2-6-33 NTT 船橋湊ビル 2 階

「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」宛て

尚、用紙はオンライン以外では以下の 2 つの方法で取り寄せることができます。

A) FAX 受信機能付き電話機をお持ちの場合は、FAX での書類の取り出しサービスを利用できます。

①まず、03-6711-4026 に電話してください。

②アナウンスに沿って、10kW 未満であれば「1」と「#」を、10kW 未満以外であれば「2」と「#」を押してください。

③FAX の受信ボタンを押してください。

④申請書や記載例などの書類（6～7 枚）が印刷されます。

※全ての書類を取り出すのに一定程度、時間を要する場合がございます。ご了承ください。

※③の受信ボタンの押し忘れにご注意ください。

B) 郵便によるリクエスト

返信用封筒を以下の住所までお送りください。

返信用封筒は角 2（A4 サイズの用紙が入る大きさ）に 120 円切手を貼って、返送先の住所を記

載し、封筒の表面に鉛筆書きで電源の種別（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのいずれか）と、太陽光の場合は発電出力（kW）を明記してお送りください。

〒273-0011

千葉県船橋市湊町 2-6-33 NTT 船橋湊ビル 2 階

「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター（様式送付希望）」宛て

## 5. 改正 FIT 法のオンライン情報

■資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html)

●新しい固定価格買取制度について

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_data.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_data.html)

●改正 FIT 法パンフレット

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/2017\\_fit.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/2017_fit.pdf)

●周知用パンフレット

平成 28 年度までに認定を受けた方の新制度移行手続について

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/ikou\\_kaisetsu.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/ikou_kaisetsu.pdf)

●新制度に関するよくある質問（FAQ PDF(20170531 更新)）

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/faq.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/faq.pdf)

●事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/guideline\\_sun.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf)